

大田市告示第 23 号

大田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成 29 年大田市告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 19 日

大田市長 楫野弘和

第 3 条第 1 項中「様式第 1 号」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年厚生労働省告示第 331 号。以下「様式告示」という。）別紙様式第三号（四）」に改める。

第 4 条第 1 項中「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所」を削り、「様式第 2 号」を「様式告示別紙様式第三号（五）」に改める。

第 5 条第 1 項中「（様式第 3 号）により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（様式第 4 号）」を「（様式告示別紙様式第三号（一））により、再開に係るものにあつては再開届出書（様式告示別紙様式第三号（二））により、廃止又は休止に係るものにあつては廃止・休止届出書（様式告示別紙様式第三号（三））」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号までを削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。